

# 新潟県児童館・児童クラブ連絡協議会施行細則

(役員を選出基準)

第1条 規約第8条第2項の役員を選出は、地域全体のバランスを考えて選出する。

(会費)

第2条 規約第13条第2項の会費は、1児童館、児童クラブにつき年額3,000円とし、会報購読料としての納入も認めるものとする。

附 則

この細則は、平成8年5月16日から施行する。

この細則は、平成14年5月24日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。